

## 震災時の仮貯蔵・仮取扱いに係る主な論点（案）

### 1. 震災時の仮貯蔵・仮取扱いの主な類型と検討事項

実態調査結果を踏まえ、東日本大震災時に多く行われた事例のうち、以下を震災時の仮貯蔵・仮取扱いの代表例として必要な安全対策等について整理してはどうか。

#### (1) 車両・重機へのドラム缶からの給油

ドラム缶から車両、重機に手動ポンプ・携行缶等により給油する。（発電設備等へのドラム缶からの給油についても応用可能）

##### 【検討事項】

- ・ドラム缶の集積・貯蔵に係る保有空地、数量、環境等の目安
- ・ドラム缶からの給油に係る保有空地、換気環境、静電気対策等の目安

#### (2) 変圧器等からの危険物の抜き取り作業

変圧器内の絶縁油等、設備内の危険物を一時的に抜き取り保管する。（破損した設備等からの残油抜き取りについても応用可能。）

##### 【検討事項】

- ・抜き取り作業にかかる保有空地、換気環境、静電気対策等の目安
- ・抜き取った危険物の貯蔵に係る保有空地、数量、設備等の目安

#### (3) 移動タンク貯蔵所への充てん、移動タンク貯蔵所からの給油

危険物施設以外の場所で、移動タンク貯蔵所へ充てん、移動タンク貯蔵所から直接給油する。（船舶と移動タンク貯蔵所での危険物の移送等についても応用可能。）

##### 【検討事項】

- ・移動タンク貯蔵所への充てんに係る保有空地、作業要領等の目安
- ・移動タンク貯蔵所からの給油に係る保有空地、作業要領等の目安

### 2. 1の検討を行う上で技術的な検証を行うべき内容

#### (1) 車両・重機へのドラム缶からの給油（資料2-4参照）

- ・ドラム缶から拡散する可燃性蒸気の滞留範囲についての検証
- ・ドラム缶火災時の熱量等についての検証
- ・ドラム缶等の静電気対策についての検証（文献調査を中心）

#### (2) 変圧器等からの危険物の抜き取り作業

既存の知見の範囲で整理できるのではないか

#### (3) 移動タンク貯蔵所への充てん、移動タンク貯蔵所からの給油

既存の知見の範囲で整理できるのではないか

### 3. 制度面に係る論点

#### (1) 期間に係る要望等

仮貯蔵・仮取扱いの承認に係る期間は10日以内と消防法により定められているが、事案によっては実質的に10日以上期間必要となるとの意見がある。

→ 震災という状況に鑑み、繰り返しの承認を行うことにより期間を実質的に延長して対応することも可能ではないか。

その場合の手続き等について目安を示すことができないか。

例 期間延長の場合の確認事項、手続き 等

#### (2) 事務手続き面に係る要望等

緊急時の連絡、書類の作成、事務手続きに要する時間等について多くの問題意識が提起される一方で、事前対策による手続きの簡素化等により相当程度改善が可能との意見もある。

→ 事前の取り決めに応じた事務手続きの簡素化について目安を示すことができないか。

例 電話による承認、事後の書類手続き 等

#### (3) 緊急避難的な対応や事後承認等に係る要望等

震災時においては、緊急避難的に消防機関承認なしで危険物の取扱いを行うことや、事後承認を認めることについて意見がある。

→ (2)により相当程度対応が可能ではないか。

### 4. その他

危険物施設内での臨時的な平常時とは異なる危険物の取扱いも実施されている。

→ 危険物施設内において許容される臨時的な取扱いの範囲や、それを超える場合の対応等についても整理しておくことが有効ではないか。

この場合、各危険物施設の類型毎に検討が必要となるため、本検討会以外の場で検討を進めていくことが有効ではないか。